

労働保険特別会計

労働保険特別会計

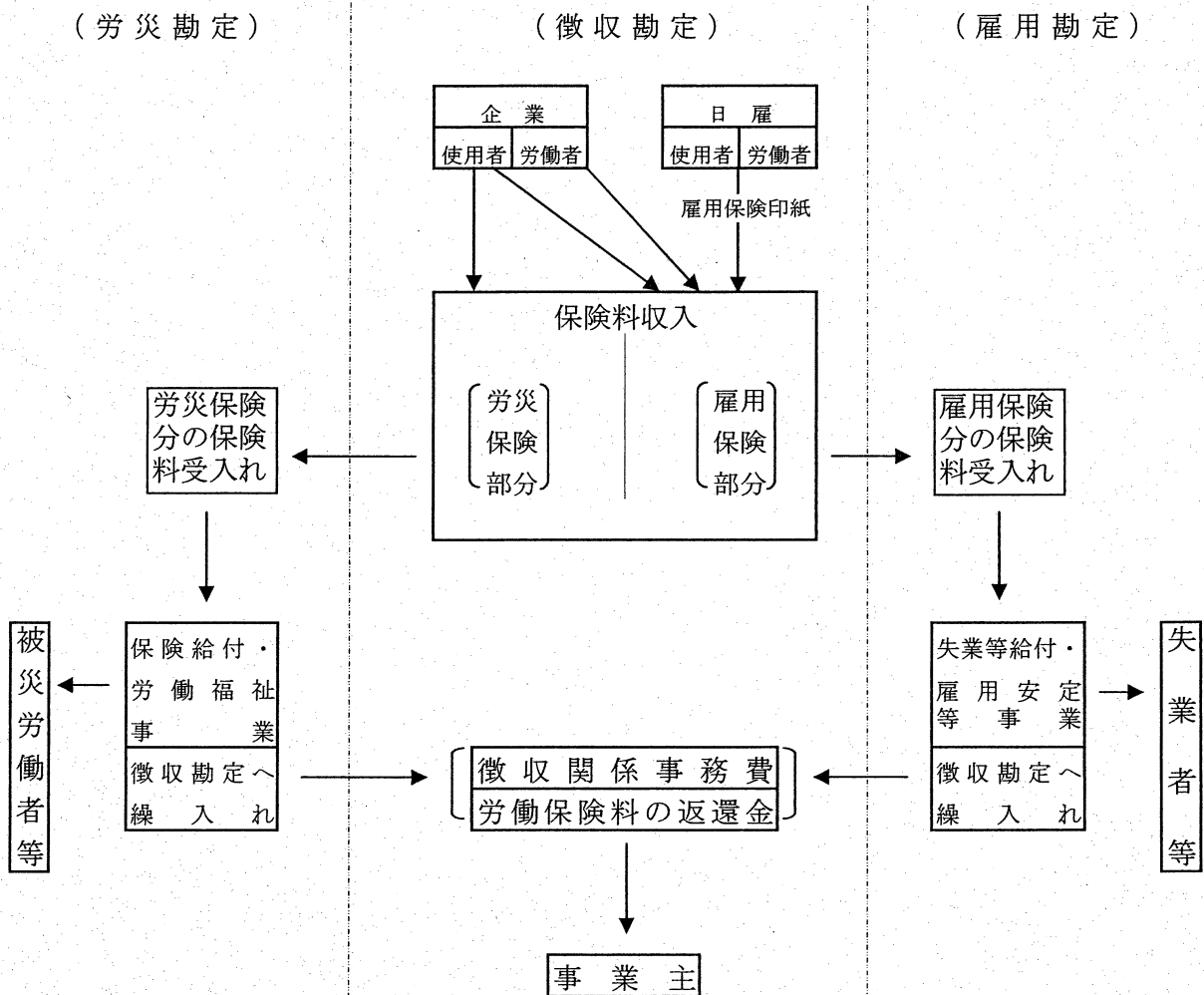
概要

労働保険特別会計は、労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）に基づき、労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されている。

本会計の勘定は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

労災保険及び雇用保険に係る保険料は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）に基づく労働保険料として一括徴収されており、それぞれ労災保険率及び雇用保険率が定められている。徴収勘定の歳入に計上された労働保険料のうち、労災保険率及び雇用保険率に相当する部分の額は、徴収勘定からそれぞれ労災勘定及び雇用勘定の歳入として繰り入れられている。

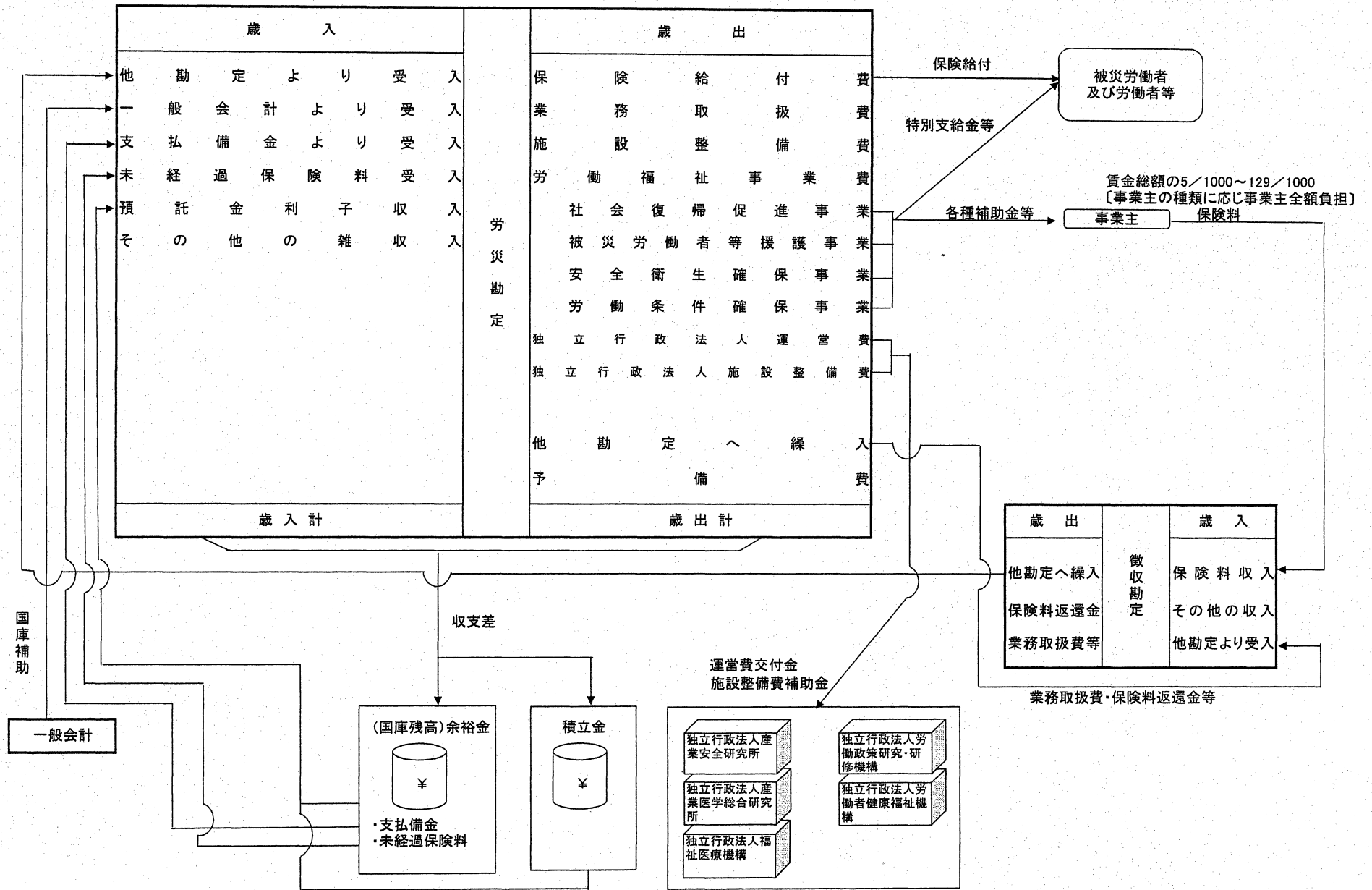
労働保険特別会計のしくみ



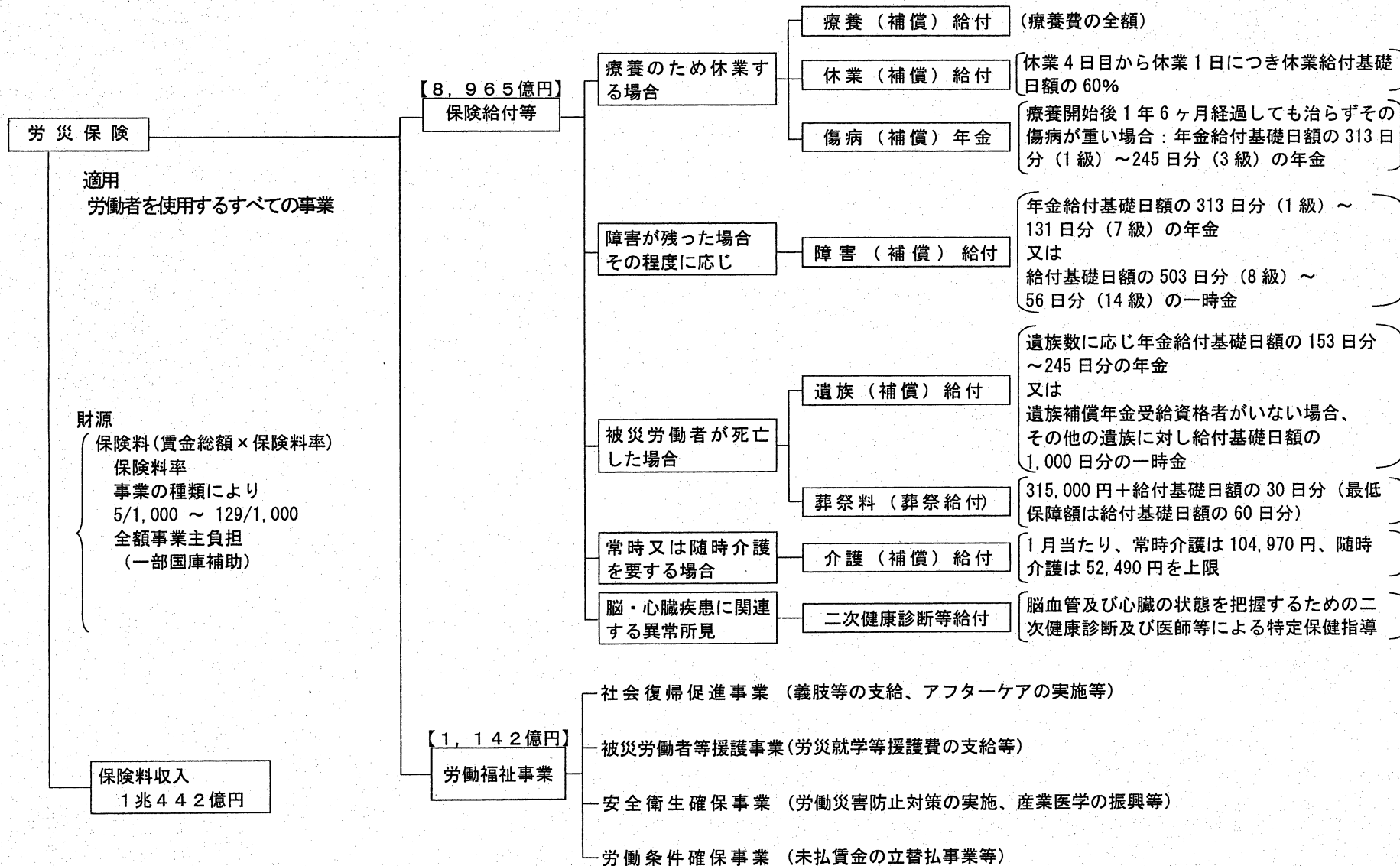
労働保険特別会計(労災勘定)

平成16年度省庁別財務書類

労働保険特別会計労災勘定のしくみ



労働者災害補償保険制度の概要（平成16年度）



労 災 保 険 率 表

(平成15年4月1日改定)

事業の種類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02	林業	1000分の59
	03		
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の52
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の87
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の53
	24	原油又は天然ガス鉱業	1000分の7
	25	採石業	1000分の69
	26	その他の鉱業	1000分の32
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の129
	32	道路新設事業	1000分の29
	33	舗装工事業	1000分の17
	34	鉄道又は軌道新設事業	1000分の30
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の17
	38	既設建築物設備工事業	1000分の14
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の16
	37	その他の建設事業	1000分の23
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の7
	65	たばこ等製造業	1000分の5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5
	44	木材又は木製品製造業	1000分の21
	45	パルプ又は紙製造業	1000分の8.5
	46	印刷又は製本業	1000分の5
	47	化学工業	1000分の6
	48	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
	66	コンクリート製造業	1000分の15
	62	陶磁器製品製造業	1000分の17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の25
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の7
	51	非鉄金属精錬業	1000分の8
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の10
	53	鋳物業	1000分の18
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の14
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の10
	55	めつき業	1000分の8.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の7
	57	電気機械器具製造業	1000分の5
58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の5.5	
59	船舶製造又は修理業	1000分の22	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5	
61	その他の製造業	1000分の8	
運輸業	71	交通運輸事業	1000分の5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の13
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の17
	74	港湾荷役業	1000分の31
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の5
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の11
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の12
	93	ビルメンテナンス業	1000分の6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6
	94	その他の各種事業	1000分の5

労働者災害補償保険制度の概要

1 目的

労災保険は労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

これに要する費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれ、労働保険特別会計労災勘定によって経理されている。

なお、労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。

2 適用

労働者を使用する全ての事業に適用される（国家公務員、地方公務員（現業の非常勤職員を除く。）及び船員は適用除外）。

ただし、農林水産業の事業の一部は、暫定的に任意適用事業となっている。

3 保険給付及び特別支給金（別紙参照）

4 労働福祉事業

適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため行われ、次の4つの事業が実施されており、一部は独立行政法人労働者健康福祉機構が行っている。

（1）被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

- イ 労災病院（36ヶ所）等の運営
- ロ 義肢等の支給、等

（2）被災労働者及び遺族の援護を図るために必要な事業

- イ 特別支給金の支給
- ロ 労災就学等援護費の支給
- ハ 労災特別介護施設の運営、等

（3）労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な事業

労働災害防止団体に対する助成等

（4）適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

未払賃金の立替払事業等

なお、労働福祉事業（特別支給金の支給を除く。）に要する費用については、労災保険事業全体の事務費とあわせて、保険収入の 122 分 22 の範囲を限度とすることとされている。

5 特別加入

労働者以外の者でも業務の実態、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者に対し、特別の手續により加入を認め、その業務災害及び通勤災害について保護が与えられている。

6 費用の負担

- (1) 労災保険の事業に要する費用の大半は、使用者が負担する労災保険料によってまかなわれている。
- (2) 保険料の額は、賃金総額に保険料率（事業の種類毎に、災害率に応じて、5/1000～129/1000）を乗じて算定される。
- (3) 個々の事業主の負担の具体的公平を図るとともに、その自主的な災害防止努力を促進するため、個々の事業ごとに収支率（保険料額に対する保険給付額と特別支給金額の合計の割合）をみて、業務災害に係る保険料率の 40%（建設事業等の有期事業については 35%）の範囲内で保険料率又は保険料額が増減される（メリット制）。

労災保険給付一覧

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付	/
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養費の全額	/
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害 (補償) 給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 (障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 (障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族 (補償) 給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき。	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金 (遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族(補償)年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	給付基礎日額の1000日分の一時金(ただし(2)の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額) (遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額（その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分）	
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により 114 万円から 100 万円まで の一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金
介護補償給付 介護給付	障害（補償）年金又は傷病（補償）年金受給者のうち第 1 級の者又は第 2 級の者（精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者）であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、104,970 円を上限とする）。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 56,950 円を下回る場合は 56,950 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,490 円を上限とする）。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 28,480 円を下回る場合は 28,480 円。	
二次健康診断等 給付	事業主が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖、肥満度）の全てについて異常の所見があると認められたとき。	(1) 二次健康診断 1 年度内に 1 回に限る。 (2) 特定保健指導 二次健康診断 1 回につき 1 回に限る。	

注 1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、通勤災害に係るもの。

注 2) 表中の金額等は平成 16 年 4 月 1 日現在。

注 3) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前 3 カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額 4, 160 円 平成 16 年 8 月 1 日より）である。

注 4) 算定基礎日額とは、ボーナス等特別給与の一定額を 365 で除した額である。

(労災勘定)

歳入歳出決算額

1 歳 入

款 項	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減) (円)
0100-00 保 険 収 入	1,259,094,427,000	1,259,171,265,387	1,259,171,265,387	0	0	76,838,387
0101-00 他勘定より受入	1,044,725,943,000	1,044,725,943,000	1,044,725,943,000	0	0	0
0102-00 一般会計より受入	1,307,000,000	1,307,000,000	1,307,000,000	0	0	0
0103-00 未経過保険料受入	23,687,648,000	23,743,260,387	23,743,260,387	0	0	55,612,387
0104-00 支払備金受入	189,373,836,000	189,395,062,000	189,395,062,000	0	0	21,226,000
0200-00 雑 収 入						
0201-00 雑 収 入	133,515,489,000	164,833,221,209	147,327,258,333	731,250,659	16,774,712,217	13,811,769,333
0300-00 前年度繰越資金受入						
0301-00 前年度繰越資金受入	0	1,412,468,308	1,412,468,308	0	0	1,412,468,308
歳 入 合 計	1,392,609,916,000	1,425,416,954,904	1,407,910,992,028	731,250,659	16,774,712,217	15,301,076,028

(労災勘定)

歳入歳出決算額

2 歳 出

項	歳出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費 使用額 (円)	予算総則 の規定に よる経費 増額 (円)	流用等増△減額 (円)	歳出予算現額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不用額 (円)
01 保険給付費	803,657,754,000	0	0	0	0	803,657,754,000	777,261,230,843	0	26,396,523,157
02 業務取扱費	50,762,364,000	0	0	0	0	50,762,364,000	47,766,609,996	0	2,995,754,004
03 施設整備費	5,170,296,000	1,412,468,308	0	0	0	6,582,764,308	5,944,536,783	31,971,860	606,255,665
04 労働福祉事業費	227,115,625,000	0	0	0	0	227,115,625,000	205,134,921,634	843,431,465	21,137,271,901
10 独立行政法人産業安全研究所運営費	679,854,000	0	0	0	0	679,854,000	679,854,000	0	0
11 独立行政法人産業医学総合研究所運営費	967,461,000	0	0	0	0	967,461,000	967,461,000	0	0
12 独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費	419,585,000	0	0	0	0	419,585,000	419,585,000	0	0
15 独立行政法人福祉医療機構運営費	47,651,000	0	0	0	0	47,651,000	47,651,000	0	0
14 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	165,562,000	0	0	0	0	165,562,000	165,562,000	0	0
16 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	7,650,000	0	0	0	0	7,650,000	7,558,634	0	91,366
17 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	11,226,493,000	0	0	0	0	11,226,493,000	11,226,493,000	0	0
18 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	14,874,165,000	0	0	0	0	14,874,165,000	14,874,165,000	0	0
06 他勘定へ繰入	62,144,884,000	0	0	0	0	62,144,884,000	61,941,645,000	0	203,239,000
09 予備費	10,000,000,000	0	0	0	0	10,000,000,000	0	0	10,000,000,000
歳 出 合 計	1,187,239,344,000	1,412,468,308	0	0	0	1,188,651,812,308	1,126,437,273,890	875,403,325	61,339,135,093

【参考情報】

1 歳入に関する情報

① 「他勘定より受入」は徴収勘定からの受入であるが、当該受入に係る内訳は以下のとおりである。

○徴収勘定からの受入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (円)
保 険 料 収 入	1,044,324,393,000	1,044,238,899,037	1,044,238,899,037	△ 85,493,963
附 属 雑 収 入	401,550,000	487,043,963	487,043,963	85,493,963
計	1,044,725,943,000	1,044,725,943,000	1,044,725,943,000	0

(注) 徴収勘定からの受入については、労働保険特別会計法第7条第1項により、労災保険に係る労働保険料の額及び徴収勘定の附属雑収入のうち政令で定める額の合計額に相当する金額とされており、附属雑収入は延滞金、追徴金、返納金、預託金利子収入及び雑入からなる。

② 「雑収入」は、預託金利子収入、返納金等によるものである。このうち預託金利子収入は積立金及び余裕金の利子収入の合計であり、内訳は以下のとおりである。

○預託金利子収入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (円)
積立金利子収入	110,673,461,000	109,693,847,821	109,693,847,821	△ 979,613,179
余裕金利子収入	4,251,000	4,178,903	4,178,903	△ 72,097
計	110,677,712,000	109,698,026,724	109,698,026,724	△ 979,685,276

2 歳出に関する情報

(項) 労働福祉事業費、(項) 独立行政法人産業安全研究所運営費、(項) 独立行政法人産業医学総合研究所運営費、(項) 独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費、(項) 独立行政法人福祉医療機構運営費、(項) 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費、(項) 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、(項) 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費及び(項) 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費については、労働者災害補償保険法第29条第1項に基づく労働福祉事業の経費である。

(労働者災害補償保険法第29条第1項)

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
- 四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

貸借対照表

労働保険特別会計労災勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成16年3月31日)	当会計年度 (平成17年3月31日)		前会計年度 (平成16年3月31日)	当会計年度 (平成17年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	7,842,823	7,909,746	未払金	18	20
未収金	52,478	51,061	支払備金	189,395	186,836
未収保険料	36,874	34,157	未経過保険料	23,964	23,318
その他の未収金	15,604	16,904	賞与引当金	1,862	1,715
貸倒引当金	△ 30,418	△ 29,293	責任準備金	7,962,450	7,966,009
未収収益	6,668	11,655	退職給付引当金	47,639	48,146
前払金	1,040	836			
前払費用	12	13	負債合計	8,225,329	8,226,047
有形固定資産	116,583	117,010	<資産・負債差額の部>		
国有財産(公共財産を除く)	112,307	113,255			
土地	36,665	38,222	資産・負債差額	175,346	13,766
立木竹	316	329			
建物	48,937	49,930			
工作物	23,383	24,679			
建設仮勘定	3,005	93			
物品	4,275	3,754			
無形固定資産	3,124	2,924			
出資金	408,362	175,858			
資産合計	8,400,675	8,239,814	負債及び資産・負債差額合計	8,400,675	8,239,814

業 務 費 用 計 算 書

労働保険特別会計労災勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成15年4月 1日 至:平成16年3月31日	本会計年度 自:平成16年4月 1日 至:平成17年3月31日
人件費	23,544	22,951
賞与引当金繰入額	1,862	1,568
退職給付引当金繰入額	3,125	3,559
労災保険給付費	785,369	774,644
福祉施設給付費	123,148	119,842
補助金等	47,316	63,541
委託費等	25,815	23,308
交付金	40,612	-
分担金	8	8
運営費交付金	1,715	13,087
一般会計へ繰入	251	244
徴収勘定へ繰入	67,491	62,145
庁費等	31,482	28,418
その他の経費	4,712	5,475
減価償却費	6,364	6,310
貸倒引当金繰入額	4,940	5,067
責任準備金繰入額(又は戻入額)	123,460	3,559
資産処分損益	469	248
	1,291,691	1,133,982
本年度業務費用合計	1,291,691	1,133,982

資産・負債差額増減計算書

労働保険特別会計労災勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	本会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債残額	268,943	175,346
II 本年度業務費用合計	△ 1,291,691	△ 1,133,982
III 財源	1,200,084	1,202,651
1 自己収入	152,211	153,655
運用益	125,752	114,685
その他の財源	26,458	38,970
2 他会計(勘定)からの受入	1,047,873	1,048,995
徴収勘定からの受入	1,046,566	1,047,688
一般会計からの受入	1,307	1,307
IV 無償所管換等	△ 1,990	△ 230,247
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	175,346	13,766

区分別収支計算書

労働保険特別会計労災勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	本会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
運用収入	122,917	109,698
その他の収入	24,572	37,629
徴収勘定からの受入	1,041,163	1,044,725
一般会計からの受入	1,307	1,307
前年度剰余金受入	219,544	214,550
財源合計	1,409,505	1,407,910
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 29,073	△ 28,441
労災保険給付費	△ 787,034	△ 777,261
福祉施設給付費	△ 123,148	△ 119,842
補助金等	△ 47,316	△ 63,541
委託費等	△ 25,815	△ 23,308
交付金	△ 40,612	-
分担金	△ 8	△ 8
運営費交付金	△ 1,715	△ 13,087
徴収勘定への繰入	△ 57,681	△ 61,941
一般会計への繰入	△ 282	△ 275
庁費等の支出	△ 30,897	△ 28,177
その他の業務支出	△ 6,834	△ 6,822
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 1,150,420	△ 1,122,706
(2) 施設整備支出		
土地に係る支出	-	△ 673
立木竹に係る支出	△ 8	△ 5
建物に係る支出	△ 1,076	△ 74
工作物に係る支出	△ 915	△ 64
建設仮勘定に係る支出	△ 594	△ 2,911
施設整備支出合計	△ 2,595	△ 3,730
業務支出合計	△ 1,153,015	△ 1,126,437
業務収支	256,489	281,473
II 財務収支		
本年度収支	256,489	281,473
資金への繰入	△ 41,939	△ 70,722
翌年度歳入繰入	214,550	210,750
資金本年度末残高	7,628,272	7,698,995
本年度末現金・預金残高	7,842,823	7,909,746

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

ア. 建物及び工作物

定率法により減価償却を行っている。

イ. 物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数を基準とし、残存価額を取得価額の10%とした定額法により減価償却を行っている。

② 無形固定資産

研究開発費に該当しないソフトウェア制作費については、取得年度の翌年度から利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準、計算方法

① 貸倒引当金

保険料の期末未収金については、過年5年間の貸倒実績率に基づく方法により貸倒引当金を計上している。

② 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

③ 退職給付引当金(恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く)

ア. 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

経験年数階層毎人員数×平均俸給額×退職手当支給率

イ. 国家公務員災害補償年金

職員の遺族の支払に備えるため下記の計算方法により算出している。

受給資格者の数による支給日数×平均給与額×割引率

により算出した一人あたりの所要額の合算

ウ. 恩給に係る退職給付引当金

将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて算出し計上している。

エ. 整理資源に係る退職給付引当金

将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理方法
税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

従来、国家公務員災害補償年金及び恩給給付費に係る退職給付引当金繰入額(以下、国家公務員災害補償年金等に係る退職給付引当金繰入額)については、国家公務員災害補償年金及び恩給給付費に係る退職給付引当金(以下、退職給付引当金)の前年度末残高と当年度末残高の差額を計上していたが、本年度より、国家公務員災害補償年金を支出した時点及び文官恩給費特別会計負担金を一般会計へ繰入れた時に退職給付引当金の取り崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額を退職給付引当金繰入額として計上している。

この変更は、国家公務員災害補償年金等に係る退職給付引当金繰入額の算定方法が差額補充法に統一されたことによるものである。

また従来、割引率を4%、平均給与の上昇率を2.5%として算出していましたが、本年度よりそれぞれ3.2%、2.1%として算出している。

この変更は、割引率の指標としている厚生年金及び国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び運用利回りが増えられたことに伴うものである。この変更により、前年度の退職給付引当金が19百万円増加、退職給付引当金繰入額が31百万円増加している。

3. 偶発債務等
偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは、別紙のとおりである。

4. 翌年度以降支出予定額

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 歳出予算の繰越 | 106 百万円 |
| (2) 国庫債務負担行為 | |
| 国庫債務負担行為による繰越債務額 | 11,776 百万円 |

5. 追加情報等

(1) 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 責任準備金の計上方法

翌年度以降の年金給付に必要と見込まれる額を下記の計算方法により算出している。

年度以降各年度の年金受給者 × 年金単価 × スライド率 × (1 / 現価率)

(3) 財政法第 44 条の資金

資金名	根拠法令	内容
積立金	労働保険特別会計法第 18 条及び第 19 条	労災年金受給者への将来の労災年金給付費用に充てる原資(責任準備金)である。

(4) 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・「現金預金」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金及び積立金の合計額を計上している。
- ・「未収金」には、労災保険の未収金と過誤払による返納金債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」は、未収保険料の貸倒れに備えて過去 5 年間の貸倒実績率に基づいて計上している。
- ・「未収収益」には、主に預託金の運用利子の未経過期間分を計上している。
- ・「前払金」には、主に過誤納付による保険料返還金や徴収勘定に対する業務取扱費の前払い額を計上している。
- ・「前払費用」には、主に自賠償保険料を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎敷地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎敷地上の植栽を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎建物を計上している。
- ・「工作物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている工作物の台帳価格を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に建設中の庁舎建物・工作物等の工事費を計上している。
- ・「物品」には、取得価格が 50 万円以上の機械器具等の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権とソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、(独)産業安全研究所、(独)産業医学総合研究所、(独)労働政策研究・研修機構、(独)福祉医療機構および(独)労働者健康福祉機構に対する出資額を計上している。
- ・「支払備金」には、当該年度以前に業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対して、年度末現在未払となっている保険給付額を計上している。
- ・「未払金」には、児童手当に係る未払金、公務災害補償費に係る未払金及び恩給給付負担金に係る未払金を計上している。
- ・「未経過保険料」には、労災保険料の未経過期間に相当する前受額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6 月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上している。

- ・「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当金を計上している。
- ・「責任準備金」には、労災年金受給者への将来の労災年金給付に必要と見込まれる額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、資産負債差額増減計算書により計算される本年度末資産負債差額を計上している。

＜業務費用計算書＞

- ・「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当該年度末における職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、労災保険適用により支給した保険金給付費用を計上している。
- ・「福祉施設給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金等を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上している。主なものとして、未払賃金立替払事業費補助金、労働者健康福祉機構施設整備費補助金、身体障害者等福祉対策事業費補助金等が計上されている。
- ・「委託費等」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上している。主なものとして、診療等委託費等が計上されている。
- ・「運営費交付金」には、「独立行政法人通則法」第46条で規定する交付金として、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人産業医学総合研究所及び独立行政法人産業安全研究所等に対する運営費交付金を計上している。
- ・「分担金」には、国際社会保障協会及び国際労働監督協会への分担金を計上している。
- ・「一般会計へ繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源及び恩給負担金等を計上している。
- ・「徴収勘定へ繰入」には、主に労災保険料の返還金や徴収事務費を計上している。
- ・「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・「その他の経費」には、旅費、諸謝金、学災就学等援助費、賠償償還及び払戻金等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、当期に繰り入れた額を計上している。
- ・「責任準備金繰入額」には、責任準備金の当年度末残高と前年度末残高の差額を計上している。

- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の除却、売却に伴い発生した損益を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、平成15年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・「運用益」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、返納金、雑入、労働福祉事業団資産承継収入等を計上している。
- ・「徴収勘定より受入」には、主に労災保険の保険料収入を計上している。
- ・「一般会計より受入」には、労災保険法第32条の規定に基づき労災保険事業費へ国庫補助金を受け入れた額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、独立行政法人設立のための無償所管換及び整理財源に係る退職給付引当金の財政再計算により生じた差額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・「運用収入」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、返納金、雑入、労働福祉事業団資産承継収入等を計上している。
- ・「徴収勘定からの受入」には、主に労災保険に係る保険料収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、労災保険法第32条の規定に基づき労災保険事業費へ国庫補助金を受け入れた額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金の受入額(未経過保険料受入、支払備金受入、前年度繰越資金受入)を計上している。
- ・「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、労災保険適用による保険給付の額を計上している。
- ・「福祉施設給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金等を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上している。
- ・「委託費等」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・「分担金」には、国際社会保障協会及び国際労働監督協会への分担金を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人産業医学総合研究所及び独立行政法人産業安全研究所等に対する運営費交付金を計上している。
- ・「徴収勘定への繰入」には、主に労災保険料の返還金や徴収事務費を計上している。

- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源及び特別会計の恩給負担金等を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・「その他の業務支出」には、旅費、諸謝金、学災就学等援助費、賠償償還及び払戻金等を計上している。
- ・「施設整備支出」には、土地、立木竹、建物、工作物等の国有財産取得に係る資本的支出を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、庁舎等の土地計上に繋がる支出を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、庁舎等の立木竹の計上に繋がる支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物計上に繋がる支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、未完成施設に係る当期の支出額を計上している。
- ・「資金への繰入」には、決算上の剰余金から将来財源確保のための積立金繰入額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、決算上の剰余金(翌年度へ繰越額、未経過保険料、支払備金)を計上している。
- ・「資金本年度末残高」は、積立金の現在額であり、財政融資資金預託金として運用している。
- ・「本年度末現金預金残高」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金と積立金の額を計上している。

(6) その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 「他会計(勘定)からの受入」及び「他会計(勘定)への繰入」についての内容
 - ア. 「一般会計からの受入」

労働者災害補償保険法第32条による一般会計から労災勘定への受入
 - イ. 「一般会計への繰入」
 - i) 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律第1条による労災勘定から一般会計への繰入
 - ii) 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律による労災勘定から一般会計への繰入
 - ウ. 「徴収勘定からの繰入」

労働保険特別会計法第7条第1項による徴収勘定から労災勘定への繰入
 - エ. 「徴収勘定への繰入」

労働保険特別会計法第8条による労災勘定から徴収勘定への繰入
- ② 業務費用計算書の「徴収勘定へ繰入」の一部には、徴収勘定を経由して事業主に返還される保険料返還金相当額が計上されている。

- ③ 資産負債差額計算書の「Ⅲ財源」中の「徴収勘定からの受入」には、徴収勘定を経由して繰り入れられる保険料収入等を計上している。
- ④ 単位未満の計数の切り捨て
金額の単位は 100 万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は合致しないことがある。
100 万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示する。

(別紙)

偶発債務(係争中の訴訟等)集計表(平成16年度)

(単位:円)

名称等(訴訟名等)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
損害賠償請求事件	4,000	横浜 地方裁判所 平成 16 年 (ワ) 第 2070 号	原告は、労災保険給付の請求に含めた診断書作成料を、被告国が不支給処分としたため損害を被ったとして提訴に及んだもの
損害賠償請求事件	500,000	横浜 地方裁判所 平成 16 年 (ワ) 第 2462 号	原告は、被告国に労災保険給付の請求を受け付けない違法があり、また、国担当官から不当な発言があり精神的苦痛を受けたとして提訴に及んだもの

貸借対照表附属明細書

労働保険特別会計労災勘定

○未収金の明細 (単位:百万円)

内容	相手先	本年度末残高
労災保険料	徴収勘定	34,157
返納金等	過誤払対象者等	16,904
合計		51,061

○固定資産の明細 (単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産(公共用財産を除く)						
土地	36,665	2,230	672	-	-	38,222
立木竹	316	15	1	-	-	329
建物	48,937	3,279	219	2,067	-	49,930
工作物	23,383	3,577	67	2,213	-	24,679
建設仮勘定	3,005	2,911	5,823	-	-	93
物品	4,275	857	251	1,126	-	3,754
小計	116,583	12,871	7,036	5,407	-	117,010
無形固定資産						
電話加入権	138	-	-	-	-	138
ソフトウェア	2,986	702	-	902	-	2,786
小計	3,124	702	-	902	-	2,924
合計	119,707	13,573	7,036	6,310	-	119,934

○出資金の明細

出資金増減の明細

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
労働福祉事業団	394,630	-	-	-394,630	-	-	-
(独)産業安全研究所	7,161	-	-	-	-	-	7,161
(独)産業医学総合研究所	4,967	-	-	-	-	-	4,967
(独)労働政策研究・研修機構	1,603	-	-	-	-	-	1,603
(独)福祉医療機構	-	-	5,831	-	-	-	5,831
(独)労働者健康福祉機構	-	-	156,295	-	-	-	156,295
合計	408,362	-	162,126	-394,630	-	-	175,858

BS

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額(国有財産台帳価格)	資産(A)	負債(B)	純資産額(C=A-B)	資本金(D)	特別会計からの出資額(E)	出資割合(F=E/D)
(独)産業安全研究所	7,161	7,442	884	6,558	7,163	7,161	99%
(独)産業医学総合研究所	4,967	6,477	931	5,546	4,967	4,967	100%
(独)労働政策研究・研修機構	1,603	7,420	1,115	6,305	6,360	1,603	25%
(独)福祉医療機構	5,831	3,760,692	3,513,451	247,241	290,076	5,831	2%
(独)労働者健康福祉機構	156,295	447,277	303,412	143,865	156,295	156,295	100%
合計	175,858	4,229,311	3,819,795	409,516	464,862	175,858	-

純資産額による算出額(G=C×F)	貸借対照表計上額	使用財務諸表
6,492	7,161	独立行政法人基準
5,546	4,967	独立行政法人基準
1,589	1,603	独立行政法人基準
4,970	5,831	独立行政法人基準
143,865	156,295	独立行政法人基準
162,463	175,858	-

○未払金の明細 (単位:百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当未払金等	職員等	18
その他	徴収勘定	1
合計		20

業務費用計算書明細書

○補助金等の明細

(単位:百万円)

補助金等の区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	労働災害防止対策費補助金	認可法人中央労働災害防止協会他	2,815	事業主による自主的な労働災害防止活動の促進及び指導援助業務のため	無
	産業医学助成費補助金	財団法人産業医学振興財団	7,924	産業医の養成を行うための産業医科大学運営のため	無
	身体障害者等福祉対策事業費補助金	財団法人労災情報センター他	12,849	診療費相当額の貸付業務等ため	無
	勤労者財産形成促進事業費補助金	(独)雇用・能力開発機構	660	勤労者の持家建設等のための財産形成支援業務のため	無(ただし、雇用勘定の連結対象になっている)
	未払賃金立替事業費補助金	(独)労働者健康福祉機構	20,346	企業が倒産したために賃金が支払われない労働者に対して行う未払賃金立替事業のため	有
	小規模事業場産業保健活動支援促進事業費等補助金	(独)労働者健康福祉機構	213	産業医の要件を備えた医師を共同で選任し、産業保健活動により従業員の健康管理などを推進する労働者50人未満の小規模事業場の事業主に助成を行う事業のため	有
	労働安全衛生融資資金利子補給等補助金	(独)労働者健康福祉機構	388	労働安全融資事業の債権回収等業務のため	有
	独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費補助金	(独)産業医学総合研究所	419	総合研究所の施設整備に必要なため	有
	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費補助金	(独)労働政策研究・研修機構	7	独立行政法人労働政策研究・研修機構の研修施設整備に必要なため	有
	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金	(独)労働者健康福祉機構	14,874	独立行政法人労働者健康福祉機構の施設整備に必要なため	有
交付金	労働時間短縮促進援助事業等交付金	(社)全国労働基準関係団体連合会	2,184	労働時間短縮のための助成金の支給業務のため	無
	短時間労働者福祉事業交付金	(財)21世紀職業財団	857	短時間労働者を雇用する事業主に対する雇用管理改善等助成金の支給業務のため	無
		計	63,541		

○委託費等の明細

(単位:百万円)

委託費等の区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費	診療等委託費	認可法人中央労働災害防止協会	4,803	機械・有害物等に関する労働災害防止のための調査研究のため	無
	診療等委託費	財団法人労災ケアセンター	3,667	労災年金受給者のための介護施設の運営、在宅介護業務のため	無
	診療等委託費	財団法人労災年金福祉協会	1,921	労災年金受給者等に対する相談業務のため	無
	診療等委託費	財団法人労災保険情報センター	3,844	労災診療費請求書の点検のため	無
	診療等委託費	郡市区医師会	1,856	小規模事業場労働者に対する健康相談の実施のため	無
	診療等委託費	アフターケア等実施医療機関	3,094	外科後処置、アフターケア実施等のため	無
	診療等委託費	その他	4,075	その他	無
	社会復帰保養委託費	温泉保養委託旅館	19	温泉保養のための委託費	無
	災害科学研究委託費	研究者	25	労働災害に関する予防、医学等の科学研究のための委託費	無
運営費交付金	独立行政法人産業安全研究所労働福祉事業勘定運営費交付金	(独)産業安全研究所	679	独立行政法人産業安全研究所において事業場における災害の予防に関する調査及び研究等を行うため	有
	独立行政法人産業医学総合研究所労働福祉事業勘定運営費交付金	(独)産業医学総合研究所	967	独立行政法人産業医学総合研究所において労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究等を行うため	有
	独立行政法人福祉医療機構労災年金担保貸付勘定運営費交付金	(独)福祉医療機構	47	独立行政法人福祉医療機構において労災年金担保貸付の事務・事業を行うため	有
	独立行政法人労働政策研究・研修機構労働福祉事業勘定運営費交付金	(独)労働政策研究・研修機構	165	独立行政法人労働政策研究・研修機構において労働に関する総合的な調査及び研究、労働に関する事務に従事する者に対する研修等を行うため	有
	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金	(独)労働者健康福祉機構	11,226	独立行政法人労働者健康福祉機構において事業・事務を行うため	有
分担金	国際社会保障協会等分担金	国際社会保障協会 国際労働監督教会	8	国際社会保障協会、日本社会保障協会及び国際労働監督協会に対する分担金	無
		計	36,404		

資産負債差額増減計算書

○その他の財源の明細

(単位:百万円)

	項	金額
雑収入	雑収入	32,028
	労働福祉事業団資産承継収入	6,861
合計		38,890

○無償所管換等の明細

(単位:百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等(減)	独立行政法人労働者健康福祉機構	△ 229,428	土地、建物等	独立行政法人設立のため	
	-	△ 754	退職給付引当金	整理資産に係る退職給付引当金の財政再計算による増加金額を処理したため	
誤謬訂正	-	△ 55	土地、建物等		
報告洩れ	-	△ 11	土地、建物等		
実測と帳簿の差額	-	0	土地		
合計		△ 230,247			

区分別収支計算書明細書

○その他収入の明細 (単位:百万円)

款	項	目	金額
雑収入	雑収入	公務員宿舍貸付料	89
		小切手支払未済金収入	2
		返納金	16,809
		雑入	12,714
		労働福祉事業団出資回収金	250
		労働福祉事業団資産承継収入	7,762
合計			37,629

○資金の明細 (単位:百万円)

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	7,628,272	70,722	-	7,698,995